

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

○高知県営住宅の設置及び管理に関する条例

(平成9年3月25日条例第3号)

**改正** 平成12年3月28日条例第53号 平成12年10月17日条例第85号  
平成13年12月25日条例第60号 平成17年3月29日条例第22号  
平成17年3月29日条例第43号 平成17年12月27日条例第110号  
平成18年3月24日条例第22号 平成19年12月28日条例第89号  
平成20年12月24日条例第55号 平成24年3月23日条例第27号  
平成25年12月27日条例第82号 平成26年10月21日条例第80号

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例

目次

第1章	総則(第1条・第2条)
第2章	県営住宅の設置及び管理
第1節	県営住宅の設置(第3条)
第2節	県営住宅への入居(第4条―第12条)
第3節	県営住宅の家賃等(第13条―第20条)
第4節	県営住宅の入居者の遵守事項(第21条―第28条)
第5節	収入超過者及び高額所得者(第29条―第35条)
第6節	県営住宅の管理に関するその他の事項(第36条―第42条)
第3章	社会福祉法人等による県営住宅の使用(第43条―第49条)
第4章	中堅所得者等による県営住宅の使用(第50条―第52条)
第5章	共同施設駐車場の管理(第53条―第63条)
第6章	指定管理者による管理(第64条―第73条)
第7章	管理の特例(第74条)
第8章	雑則(第75条―第81条)
附則	

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、県営住宅及び共同施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 県営住宅 県が建設又は借上げ(公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。))第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において、災害に

より滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するための借上げに限る。以下同じ。)をし、低額所得者に賃貸又は転貸をするための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るもの並びに第3号に掲げる従前居住者用住宅をいう。

[公営住宅法第8条第1項第1号] [第8条第1項第2号] [法] [第3号]

(2) 公営住宅 法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。

[法第2条第2号]

(3) 従前居住者用住宅 知事が別に定める事業の実施に伴って住宅を失うことにより住宅に困窮すると認められる者を入居させるために、同事業により県が建設をした住宅及びその附帯施設をいう。

(4) 共同施設(従前居住者用住宅にあつては、当該共同施設と同等であると認められる施設) 法第2条第9号に規定する共同施設(従前居住者用住宅にあつては、当該共同施設と同等であると認められる施設)をいう。

[法第2条第9号]

一部改正〔平成26年条例80号〕

(5) 収入 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「政令」という。)第1条第3号に規定する収入をいう。

[公営住宅法施行令第1条第3号] [政令]

(6) 県営住宅建替事業 県が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。

[法第2条第15号]

(7) 県営住宅監理員 法第33条第2項の規定により知事がその職員のうちから任命する同条第1項の公営住宅監理員をいう。

[法第33条第2項] [同条第1項]

一部改正〔平成26年条例80号〕

一部改正〔平成13年条例60号・26年80号〕

## 第2章 県営住宅の設置及び管理

### 第1節 県営住宅の設置

(設置)

第3条 県は、県営住宅を設置し、その名称及び位置は、規則で定める。

### 第2節 県営住宅への入居

(入居者の公募の方法)

第4条 知事は、県営住宅の入居者の公募を次に掲げる方法のうち2以上の方法により行うものとする。

- (1) 新聞への掲載
- (2) ラジオ放送

- (3) テレビジョン放送
  - (4) 県庁舎その他県の区域内の適当な場所における掲示
  - (5) 県の広報紙への掲載
- 2 前項の公募は、県営住宅の所在地、戸数、規格、家賃、入居者の資格、入居の申込方法、選考方法、入居の時期その他必要な事項を示して行うものとする。

[前項]

(公募の例外)

第5条 知事は、次に掲げる事由に係る者については、公募によらないで、県営住宅に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 県営住宅の借上げに係る契約の終了
- (4) 県営住宅建替事業による県営住宅の除却
- (5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項から第4項までの規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)第29条の規定に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条の2の規定に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却

[都市計画法第59条第1項] [第2項] [第3項] [第4項] [土地区画整理法第3条第4項] [第5項] [大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第29条] [都市再開発法第2条の2]

一部改正〔平成24年条例27号〕

- (6) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条(同法第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却

[土地収用法第20条] [同法第138条第1項] [公共用地の取得に関する特別措置法第2条]

- (7) 現に公営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の数に増減があったこと、既存入居者又はその同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて入居者を募集しようとしている県営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であると知事が認めるとき。

(8) 公営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となると知事が認めるとき。

一部改正〔平成18年条例22号・24年27号〕

(入居者の資格)

第6条 県営住宅の入居者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条の規定に該当する者にあつては、第1号を除く。)に掲げる全ての条件を具備する者でなければならない。

〔被災市街地復興特別措置法第21条〕〔第1号〕

(1) その者の収入がアからウまでに掲げる場合に依り、それぞれアからウまでに掲げる金額を超えないこと。

〔ア〕〔イ〕〔ウ〕〔ア〕〔イ〕〔ウ〕

ア その者が次に掲げる場合のいずれかである場合 214,000円

〔政令第6条第4項第1号〕〔第6条第4項第2号〕〔第6条第4項第3号〕〔政令第6条第5項第1号〕

(ア) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)が次のいずれかに該当する場合

a 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者(以下「障害者」という。)でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

〔障害者基本法第2条第1号〕

b 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

〔戦傷病者特別援護法第2条第1項〕

c 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

〔原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項〕

d 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

e ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等である者

〔ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条〕

(イ) その者が60歳以上であり、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族の全てが60歳以上又は18歳未満である場合

(ウ) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

全部改正〔平成24年条例27号〕

イ 県営住宅が法第 8 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)第 22 条第 1 項の規定による国の補助に係るもの又は借上げによるものである場合 214,000 円(当該災害の発生の日から 3 年を経過した後にあっては、158,000 円)

[法第 8 条第 1 項] [第 3 項] [激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 22 条第 1 項]

一部改正 [平成 24 年条例 27 号]

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000 円(地域の住宅事情その他の事情を勘案して知事が特に必要があると認める場合にあっては、知事が定める額)

[ア] [イ]

一部改正 [平成 24 年条例 27 号]

一部改正 [平成 24 年条例 27 号]

(2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

一部改正 [平成 24 年条例 27 号]

(3) その者(現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

[暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号]

一部改正 [平成 19 年条例 89 号・24 年 27 号]

一部改正 [平成 24 年条例 27 号]

一部改正 [平成 12 年条例 85 号・19 年 89 号・24 年 27 号]

(入居者の資格の特例)

第 7 条 県営住宅の借上げに係る契約の終了又は県営住宅の用途の廃止により当該県営住宅を明け渡そうとする入居者が、当該明渡しに伴い、他の県営住宅に次条第 1 項の入居の申込みをした場合においては、当該入居者は、前条第 1 号及び第 2 号に掲げる条件を具備する者とみなす。

[次条第 1 項] [前条第 1 号] [第 2 号]

一部改正 [平成 19 年条例 89 号・24 年 27 号]

2 前条第 1 号イに掲げる県営住宅の入居者は、同条各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害の発生の日から 3 年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

[前条第 1 号イ] [同条第 1 号] [同条第 2 号] [同条第 3 号]

一部改正 [平成 19 年条例 89 号・24 年 27 号]

一部改正 [平成 19 年条例 89 号・24 年 27 号]

(入居の申込み及び決定)

第8条 県営住宅の入居者の資格のある者で県営住宅に入居しようとするものは、知事に入居の申込みをしなければならない。

2 知事は、前項の入居の申込みをした者(以下「入居申込者」という。)のうちから県営住宅の入居者を決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。

[前項]

3 知事は、借上げに係る県営住宅の入居決定者に対しては、前項の規定による通知と併せて、当該県営住宅の借上げの期間の満了時に当該県営住宅を明け渡さなければならない旨を通知するものとする。

[前項]

一部改正〔平成13年条例60号〕

(入居者の選考)

第9条 知事は、入居申込者の数が入居させるべき県営住宅の戸数を超えるときは、次の各号のいずれかに該当する入居申込者のうちから当該県営住宅の入居者を選考するものとする。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないために親族と同居することができない者
- (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯の構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住の状態にある者
- (4) 正当な事由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないために困窮している者(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)
- (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者

[第1号] [第2号] [第3号] [第4号] [前号]

2 知事は、前項各号のいずれかに該当する入居申込者について、公開抽選により前条第2項の規定による決定(以下「入居の決定」という。)をするものとする。

[前項第1号] [前項第2号] [前項第3号] [前項第4号] [前項第5号] [前項第6号] [前条第2項]

一部改正〔平成24年条例27号〕

3 知事は、第1項各号のいずれかに該当する入居申込者のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、速やかに県営住宅に入居することを必要としていると認

めるものについては、前項の公開抽選において、別に定める優遇措置を講ずることができる。

[第1項第1号] [第1項第2号] [第1項第3号] [第1項第4号] [第1項第5号] [第1項第6号] [前項]

- (1) 20歳未満の子を扶養している寡婦又は寡夫である者
- (2) 60歳以上であり、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族がない者
- (3) その者又はその配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)が60歳以上であり、かつ、当該配偶者以外に現に同居し、又は同居しようとする親族がない者
- (4) 60歳以上であり、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族の全てが60歳以上又は18歳未満である者
- (5) 18歳未満の子が3人以上ある者
- (6) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者がある者
- (7) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者(配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。)で次のいずれかに該当するもの

[配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項]

[配偶者暴力防止等法] [配偶者暴力防止等法第28条の2]

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

[配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号] [配偶者暴力防止等法第5条]

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

[配偶者暴力防止等法第10条第1項]

一部改正〔平成25年条例82号〕

- (8) その世帯に次のいずれかに該当する者がいる者
- ア 障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
- イ 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

[戦傷病者特別援護法第2条第1項]

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

[原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項]

エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していないもの

オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等である者

[ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第 2 条]

カ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 2 条第 1 項に規定する中国残留邦人等である者

[中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 2 条第 1 項]

一部改正 [平成 26 年条例 80 号]

一部改正 [平成 26 年条例 80 号]

(9) 前各号に掲げる者に準ずる者として知事が別に定める者

[第 1 号] [第 2 号] [第 3 号] [第 4 号] [第 5 号] [第 6 号] [第 7 号] [前号]

全部改正 [平成 24 年条例 27 号]、一部改正 [平成 25 年条例 82 号・26 年 80 号]

4 知事は、入居の決定に係る重要事項について、第 10 条に規定する高知県営住宅入居者選考基準等審査委員会の意見を聴くものとする。

[第 10 条]

一部改正 [平成 24 年条例 27 号]

一部改正 [平成 13 年条例 60 号・17 年 110 号・24 年 27 号・25 年 82 号・26 年 80 号]

(従前居住者用住宅の入居者の資格等)

第 9 条の 2 従前居住者用住宅については、第 4 条から第 7 条まで(第 6 条第 3 号を除く。)及び前条の規定にかかわらず、第 2 条第 3 号に規定する者で従前居住者用住宅への入居を希望するものを入居させるものとする。

[第 4 条] [第 5 条] [第 6 条] [第 7 条] [第 6 条第 3 号] [前条] [第 2 条第 3 号]

一部改正 [平成 19 年条例 89 号・24 年 27 号]

2 知事は、従前居住者用住宅の入居申込者について、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から順に入居の決定をするものとする。

3 前項の場合において、住宅に困窮する度合いの順位の定め難い入居申込者については、公開抽選によりその順位を決定するものとする。

[前項]

4 従前居住者用住宅の入居者の資格のある者が当該従前居住者用住宅に入居せず、又は入居後に居住しなくなったときは、当該従前居住者用住宅を従前居住

者用住宅以外の県営住宅とみなす。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

追加〔平成13年条例60号・19年89号・24年27号〕

(高知県営住宅入居者選考基準等審査委員会)

第10条 県営住宅の入居者の選考基準その他入居者の選考に関する事項を調査審議させるため、高知県営住宅入居者選考基準等審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

一部改正〔平成24年条例27号〕

- 2 委員会は、委員7人で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者について知事が委嘱する。
  - (1) 関係行政機関の職員 2人
  - (2) 学識経験を有する者 5人
- 4 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 7 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 8 委員長に事故があるときは、委員の互選によりあらかじめ定められた者が、その職務を代理する。
- 9 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)の議長は、委員長が当てる。
- 10 会議は、委員4人以上の出席がなければ議事を開き、及び議決をすることができない。
- 11 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

一部改正〔平成17年条例22号・24年27号〕

(入居補欠者)

第11条 知事は、第9条の規定により県営住宅の入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居の順位を定めて必要があると認める数の入居補欠者を定めることができる。

[\[第9条\]](#)

一部改正〔平成24年条例27号〕

- 2 知事は、入居決定者が次条第4項の規定に基づき入居の決定を取り消されたとき又は入居決定者及びその親族が同条第6項の規定に従わず県営住宅に入居しなかったときは、前項の入居補欠者のうちから入居の順位に従い入居の決定をするものとする。

[次条第 4 項] [同条第 6 項] [前項]

一部改正〔平成 24 年条例 27 号〕

(入居の手續等)

第 12 条 入居決定者は、入居の決定のあつた日から 10 日以内に、次に掲げる手續をしなければならない。

- (1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で知事が適當と認める連帯保証人 2 人の連署する誓約書を提出すること。
- (2) 第 17 条第 1 項の規定により敷金を納付すること。

[第 17 条第 1 項]

2 入居決定者は、やむを得ない事情により前項の手續を同項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、知事が指示する期間内に同項の手續をしなければならない。

[前項] [同項]

3 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、第 1 項第 1 号の誓約書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

[第 1 項第 1 号]

4 知事は、入居決定者が第 1 項又は第 2 項に定める期間内に第 1 項の手續をしないときは、入居の決定を取り消すことができる。

[第 1 項] [第 2 項] [第 1 項]

5 知事は、入居決定者が第 1 項の手續をしたときは、当該入居決定者に対し、速やかに県営住宅の入居指定日を通知するものとする。

[第 1 項]

6 入居決定者は前項の入居指定日から 20 日以内に、当該入居決定者と現に同居し、又は同居しようとする親族は当該入居指定日から 3 月以内に当該県営住宅に入居しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

[前項]

### 第 3 節 県営住宅の家賃等

(家賃)

第 13 条 県営住宅(従前居住者用住宅を除く。以下この項において同じ。)の毎月の家賃の額は、毎年度、次条第 2 項の規定により認定された県営住宅の入居者の収入(同条第 3 項の規定により更正された場合にあっては、当該更正された後の収入。第 29 条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第 3 項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で、政令第 2 条に定める方法により算出した額とする。ただし、県営住宅の入居者から次条第 1 項の収入の申告がない場合において、第 36 条第 1 項の規定に基づく請求をしたにもかかわらず

らず、当該入居者が当該請求に応じないときは、当該県営住宅の毎月の家賃の額は、近傍同種の住宅の家賃とする。

[次条第2項] [同条第3項] [第29条] [第3項] [政令第2条] [次条第1項]  
[第36条第1項]

- 2 政令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、規則で定める。

[政令第2条第1項第4号]

- 3 近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、政令第3条に定める方法により算出した額とする。

[政令第3条]

- 4 従前居住者用住宅の毎月の家賃の額については、第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)」とあるのは「住宅の工事費等から算出される規則で定める家賃限度額(以下「家賃限度額」という。)」と、「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「家賃限度額」と読み替えるものとする。

[第1項] [同項]

一部改正〔平成13年条例60号〕

(収入の申告等)

第14条 県営住宅の入居者は、毎年度、知事に対し、収入の申告をしなければならない。

- 2 知事は、前項の収入の申告に基づき、収入を認定し、当該収入を県営住宅の入居者に通知するものとする。

[前項]

- 3 県営住宅の入居者は、前項の規定による認定に対し、知事に意見を述べることができる。この場合において、知事は、意見の内容を審査し、当該意見に正当な理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

[前項]

(家賃の減免又は徴収猶予)

第15条 知事は、次の各号のいずれかの特別の事情がある場合において、必要があると認めるときは、家賃の減額若しくは免除又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 県営住宅の入居者又はその同居者の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 県営住宅の入居者又はその同居者が病気にかかったとき。
- (3) 県営住宅の入居者又はその同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) 家賃の算定方法の変更等により急激な家賃の上昇が見込まれるとき。

追加〔平成20年条例55号〕

(5) 前各号に掲げるものに準ずる特別の事情があるとき。

[第1号] [第2号] [第3号] [前号]

一部改正〔平成20年条例55号〕

一部改正〔平成20年条例55号〕

(家賃の徴収)

第16条 知事は、県営住宅の入居者から、第12条第5項の入居指定日から当該入居者が当該県営住宅を明け渡した日(第32条第1項又は第37条第1項の規定に基づく請求をした場合にあつては第32条第1項若しくは第37条第1項の期限として指定した日の前日又は当該県営住宅を明け渡した日のいずれか早い日、第42条第1項の規定に基づく請求をした場合にあつては当該請求をした日)までの間、家賃を徴収するものとする。

[第12条第5項] [第32条第1項] [第37条第1項] [第32条第1項] [第37条第1項] [第42条第1項]

2 県営住宅の入居者は、毎月末日(月の途中で当該県営住宅を明け渡した場合にあつては、当該明け渡した日)までに、その月分の家賃を納付しなければならない。

3 県営住宅の入居者が新たに入居した場合又は当該県営住宅を明け渡した場合において、当該入居者の当該入居し、又は明け渡した日の属する月の使用期間が1月に満たないときは、その月分の家賃は、日割計算による。

4 県営住宅の入居者が第41条に規定する手続を経ないで当該県営住宅を立ち退いた場合における第1項の規定の適用については、知事が認定した日をもって当該入居者が当該県営住宅を明け渡した日とする。

[第41条] [第1項]

(敷金)

第17条 知事は、県営住宅の入居者から入居時における家賃の3月分に相当する額の敷金を徴収するものとする。

2 知事は、第15条各号のいずれかの特別の事情がある場合において、必要があると認めるときは、敷金の減額若しくは免除又は徴収の猶予をすることができる。

[第15条第1号] [第15条第2号] [第15条第3号] [第15条第4号] [第15条第5号]

3 敷金は、県営住宅の入居者が当該県営住宅を明け渡すときに還付するものとする。ただし、当該入居者に未納の家賃その他の債務があるときは、敷金のうちから当該債務を控除した額を還付するものとする。

4 還付する敷金には、利子を付けない。

(敷金の運用等)

第 18 条 知事は、敷金を安全確実な方法で運用しなければならない。

2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等県営住宅の入居者の共同の利便のために使用するものとする。

[前項]

(修繕の費用の負担)

第 19 条 県営住宅及び共同施設の修繕に要する費用(畳の表替え、障子及びふすまの張り替え、破損したガラスの取替え等の軽微な修繕並びに給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は、県の負担とする。

2 前項の規定により県がその費用を負担すべき修繕の必要が県営住宅の入居者の責めに帰すべき事由によって生じたときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者は、知事の選択に従い、当該修繕をし、又はその費用を負担しなければならない。

[前項] [同項]

3 前 2 項の規定にかかわらず、借上げに係る県営住宅及び共同施設の修繕に要する費用に関しては、知事が別に定める。

[第 1 項] [前項]

(入居者の費用負担義務)

第 20 条 次に掲げる費用は、県営住宅の入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- (3) 共同施設並びにエレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用並びに維持及び管理に要する費用
- (4) 前条第 1 項の規定により県がその費用を負担すべきもの以外の県営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

[前条第 1 項]

2 知事は、県営住宅の良好な居住環境の確保その他やむを得ない事情により特に必要があると認めるときは、前項第 3 号に掲げる費用を入居者から徴収することができる。この場合においては、第 16 条の規定を準用する。

追加 [平成 26 年条例 80 号]

[前項第 3 号] [第 16 条]

3 前項の規定に基づき徴収する費用の額は、規則で定める。この場合において、当該費用の額には、その徴収に伴い必要となる経費等の額を加算するものとする。

追加 [平成 26 年条例 80 号]

[前項]

4 知事は、第 15 条の規定に基づき家賃の徴収の猶予をする場合において、特に必要があると認めるときは、第 2 項の規定に基づく費用の徴収の猶予をすることができる。

[第 15 条] [第 2 項]

追加〔平成 26 年条例 80 号〕

一部改正〔平成 26 年条例 80 号〕

#### 第 4 節 県営住宅の入居者の遵守事項

(入居者の保管義務等)

第 21 条 県営住宅の入居者は、当該県営住宅及び共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 県営住宅の入居者の責めに帰すべき事由によって県営住宅又は共同施設が滅失し、又は損傷したときは、当該入居者は、当該県営住宅又は共同施設を原状に回復し、又はその費用を負担しなければならない。

(迷惑行為等の禁止)

第 22 条 県営住宅の入居者は、当該県営住宅の周辺の環境を乱し、又は他の者に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(不使用の届出)

第 23 条 県営住宅の入居者は、当該県営住宅を引き続き 15 日以上使用しないときは、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

(転貸等の禁止)

第 24 条 県営住宅の入居者は、当該県営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(目的外使用)

第 25 条 県営住宅の入居者は、当該県営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、知事の承認を得たときは、当該県営住宅を住宅以外の用途に使用することができる。

(模様替え等)

第 26 条 県営住宅の入居者は、当該県営住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状の回復又は撤去が容易である場合において、知事の承認を得たときは、この限りでない。

2 知事は、前項ただし書の承認をするに当たり、県営住宅の入居者が当該県営住宅を明け渡すときは、当該入居者の費用で原状の回復又は撤去をすることを条件とするものとする。

[前項]

- 3 県営住宅の入居者は、第1項ただし書の承認を得ずに当該県営住宅を模様替えし、又は増築したときは、自己の費用で原状の回復又は撤去をしなければならない。

[\[第1項\]](#)

(同居の承認)

- 第27条 県営住宅の入居者は、当該県営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、知事の承認を得なければならない。ただし、同居させようとする者が暴力団員であるときは、知事の承認を得ることができない。

一部改正〔平成19年条例89号〕

(入居の承継)

- 第28条 県営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者は、知事の承認を得て、引き続き当該県営住宅に居住することができる。ただし、引き続き当該県営住宅に居住しようとする者が暴力団員でないときに限る。

一部改正〔平成19年条例89号〕

第5節 収入超過者及び高額所得者

(収入超過者等に関する認定)

- 第29条 知事は、毎年度、第14条第2項の規定により認定した県営住宅の入居者の収入が第6条第1号の金額を超え、かつ、当該入居者が当該県営住宅に引き続き3年以上入居しているとき(次項に規定する場合に該当するものを除く。)は、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知するものとする。

[\[第14条第2項\]](#) [\[第6条第1号\]](#) [\[次項\]](#)

一部改正〔平成24年条例27号〕

- 2 知事は、第14条第2項の規定により認定した県営住宅の入居者(従前居住者用住宅の入居者を除く。)の収入が最近2年間引き続き政令第9条に定める金額を超え、かつ、当該入居者が当該県営住宅に引き続き5年以上入居しているときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知するものとする。

[\[第14条第2項\]](#) [\[政令第9条\]](#)

- 3 県営住宅の入居者は、前2項の規定による認定に対し、知事に意見を述べることができる。この場合において、知事は、意見の内容を審査し、当該意見に正当な理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

[\[第1項\]](#) [\[前項\]](#)

一部改正〔平成13年条例60号・24年27号〕

(収入超過者の明渡し努力義務)

第 30 条 前条第 1 項の規定により収入超過者として認定された県営住宅の入居者（従前居住者用住宅の入居者を除く。）は、当該県営住宅を明け渡すように努めなければならない。

[前条第 1 項]

一部改正〔平成 13 年条例 60 号〕  
(収入超過者に対する家賃)

第 31 条 第 29 条第 1 項の規定により収入超過者として認定された県営住宅の入居者（従前居住者用住宅の入居者を除く。）に係る当該県営住宅の毎月の家賃の額は、当該認定をされている間（当該入居者が当該認定をされている間に当該県営住宅を明け渡したときは、当該認定をされた日から当該明け渡した日までの間）は、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、当該入居者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令第 8 条第 2 項に定める方法により算出した額とする。

[第 29 条第 1 項] [第 13 条第 1 項] [政令第 8 条第 2 項]

2 第 29 条第 1 項の規定により収入超過者として認定された従前居住者用住宅の入居者に係る当該従前居住者用住宅の毎月の家賃の額については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「第 13 条第 1 項」とあるのは「第 13 条第 4 項において準用する同条第 1 項」と、「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「家賃限度額」と読み替えるものとする。

[第 29 条第 1 項] [前項] [同項]

一部改正〔平成 13 年条例 60 号〕  
(高額所得者に対する明渡し請求等)

第 32 条 知事は、第 29 条第 2 項の規定により高額所得者として認定された県営住宅の入居者に対し、期限を定めて、当該県営住宅の明渡しを請求するものとする。

[第 29 条第 2 項]

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して 6 月を経過した日以後の日でなければならない。

[前項] [同項]

3 第 1 項の規定による請求を受けた県営住宅の入居者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該県営住宅を明け渡さなければならない。

[第 1 項] [同項]

4 知事は、第 1 項の規定による請求を受けた県営住宅の入居者が次の各号のいずれかの特別の事情があるときは、その申出により、同項の期限を延期することができる。

[第 1 項] [同項]

- (1) 当該入居者又はその同居者が病気にかかっているとき。
- (2) 当該入居者又はその同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (3) 当該入居者又はその同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。
- (4) 前3号に掲げるものに準ずる特別の事情があるとき。

[第1号] [第2号] [前号]

(高額所得者に対する家賃等)

第33条 第29条第2項の規定により高額所得者として認定された県営住宅の入居者に係る当該県営住宅の毎月の家賃の額は、当該認定をされた日から前条第1項の期限として指定された日までの間(当該入居者がその間に当該県営住宅を明け渡したときは、当該認定をされた日から当該明け渡した日までの間)は、第13条第1項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

[第29条第2項] [前条第1項] [第13条第1項]

- 2 前条第1項の規定による請求を受けた県営住宅の入居者が同項の期限が到来しても当該県営住宅を明け渡さないときは、知事は、当該期限が到来した日の翌日から当該県営住宅を明け渡す日までの間、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

[前条第1項] [同項]

- 3 第15条の規定は、前項の金銭について準用する。

[第15条] [前項]

(住宅のあっせん等)

第34条 知事は、第29条第1項又は第2項の規定により収入超過者又は高額所得者として認定された県営住宅の入居者に対し、当該入居者から申出があったときその他必要があると認めるときは、他の適当な住宅のあっせん等をするものとする。この場合において、当該入居者が県営住宅以外の公的資金による住宅への入居を希望したときは、当該入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

[第29条第1項] [第2項]

(期間の通算)

第35条 知事が第7条第1項の申込みをした県営住宅の入居者を他の県営住宅に入居させた場合における第29条の規定の適用については、当該入居者が県営住宅の借上げに係る契約の終了又は県営住宅の用途の廃止により明け渡すべき当該県営住宅に入居していた期間は、当該入居者が当該明け渡し後に入居した当該他の県営住宅に入居している期間に通算するものとする。

[第7条第1項] [第29条]

- 2 知事が第 38 条の申出をした県営住宅の入居者を県営住宅建替事業により新たに整備された県営住宅に入居させた場合における第 29 条の規定の適用については、当該入居者が当該県営住宅建替事業により除却すべき県営住宅に入居していた期間は、当該入居者が当該新たに整備された県営住宅に入居している期間に通算するものとする。

[第 38 条] [第 29 条]

## 第 6 節 県営住宅の管理に関するその他の事項

(収入状況の報告の徴収等)

- 第 36 条 知事は、第 13 条第 1 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)、第 31 条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)若しくは第 33 条第 1 項の規定による家賃の決定、第 15 条(第 33 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく家賃若しくは金銭の減額若しくは免除若しくは徴収の猶予、第 17 条第 2 項の規定に基づく敷金の減額若しくは免除若しくは徴収の猶予、第 29 条の規定による収入超過者若しくは高額所得者としての認定若しくは更正、第 32 条第 1 項の規定による明渡し請求、第 34 条の規定による住宅のあっせん等又は第 38 条の規定による県営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

[第 13 条第 1 項] [同条第 4 項] [第 31 条第 1 項] [同条第 2 項] [第 33 条第 1 項] [第 15 条] [第 33 条第 3 項] [第 17 条第 2 項] [第 29 条] [第 32 条第 1 項] [第 34 条] [第 38 条]

- 2 知事は、前項の規定に基づく権限を、その職員を指定して行わせることができる。

[前項]

- 3 知事又は前項の規定に基づき指定された職員は、前 2 項の規定に基づきその職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己若しくは第三者の利益のために利用してはならない。

[前項] [第 1 項] [前項]

一部改正〔平成 13 年条例 60 号〕

(県営住宅建替事業による明渡し請求等)

- 第 37 条 知事は、県営住宅建替事業の施行に伴い、県営住宅を除却するために必要があると認めるときは、当該県営住宅の入居者に対し、期限を定めて、当該県営住宅の明渡しを請求することができる。
- 2 前項の期限は、同項の規定に基づく請求をする日の翌日から起算して 3 月を経過した日以後の日でなければならない。

[前項] [同項]

- 3 第1項の規定に基づく請求を受けた県営住宅の入居者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該県営住宅を明け渡さなければならない。

[第1項] [同項]

- 4 第1項の規定に基づく請求を受けた県営住宅の入居者については、第33条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「前条第1項」とあるのは、「第37条第1項」と読み替えるものとする。

[第1項] [第33条第2項] [同項]

- 5 第15条の規定は、前項において準用する第33条第2項の金銭について準用する。

[第15条] [前項] [第33条第2項]

(新たに整備される県営住宅への入居の申出)

- 第38条 県営住宅建替事業の施行により除却すべき県営住宅の除却前の最終の入居者は、法第40条第1項の規定による当該県営住宅建替事業により新たに整備される県営住宅への入居を希望するときは、知事に入居の申出をしなければならない。

[法第40条第1項]

(県営住宅建替事業に係る家賃の特例)

- 第39条 知事は、前条の申出をした県営住宅の入居者を新たに整備された県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県営住宅の家賃の額が従前の県営住宅の最終の家賃の額を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)、第31条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は第33条第1項の規定にかかわらず、政令第11条に定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

[前条] [第13条第1項] [同条第4項] [第31条第1項] [同条第2項] [第33条第1項] [政令第11条]

一部改正〔平成13年条例60号〕

(県営住宅の用途の廃止による他の県営住宅への入居の際の家賃の特例)

- 第40条 知事は、県営住宅の用途の廃止による県営住宅の除却に伴い当該県営住宅の入居者を他の県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県営住宅の家賃の額が従前の県営住宅の最終の家賃の額を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)、第31条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は第33条第1項の規定にかかわらず、政令第11条に定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

[\[第 13 条第 1 項\]](#) [\[同条第 4 項\]](#) [\[第 31 条第 1 項\]](#) [\[同条第 2 項\]](#) [\[第 33 条第 1 項\]](#) [\[政令第 11 条\]](#)

一部改正〔平成 13 年条例 60 号〕

(明渡しに係る検査等)

第 41 条 県営住宅の入居者は、当該県営住宅を明け渡そうとするときは、当該明け渡そうとする日の 10 日前までに知事に届け出て、県営住宅監理員又は知事の指定する者の検査を受けなければならない。

2 県営住宅の入居者は、第 26 条第 1 項ただし書の規定により当該県営住宅を模様替えし、又は増築したときは、前項の検査の時までに、自己の費用で原状の回復又は撤去をしなければならない。

[\[第 26 条第 1 項\]](#) [\[前項\]](#)

(明渡し請求等)

第 42 条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、県営住宅の入居者に対し、当該県営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 県営住宅の入居者が不正の行為によって入居したとき。
- (2) 県営住宅の入居者が家賃を 3 月以上滞納したとき。
- (3) 県営住宅の入居者が県営住宅又は共同施設を故意に滅失し、又は損傷したとき。
- (4) 県営住宅の入居者が正当な事由によらないで 15 日以上当該県営住宅を使用しないとき。
- (5) 第 12 条第 6 項又は第 21 条から第 28 条までの規定に違反したとき。

[\[第 12 条第 6 項\]](#) [\[第 21 条\]](#) [\[第 22 条\]](#) [\[第 23 条\]](#) [\[第 24 条\]](#) [\[第 25 条\]](#) [\[第 26 条\]](#) [\[第 27 条\]](#) [\[第 28 条\]](#)

- (6) 県営住宅の入居者(同居する者を含む。)が暴力団員であることが判明したとき。

追加〔平成 19 年条例 89 号〕

- (7) 県営住宅の借上げの期間が満了するとき。

一部改正〔平成 19 年条例 89 号〕

一部改正〔平成 19 年条例 89 号〕

2 前項の規定に基づく請求を受けた県営住宅の入居者は、速やかに当該県営住宅を明け渡さなければならない。

[\[前項\]](#)

3 知事は、第 1 項第 1 号の規定に該当することにより同項の規定に基づく請求をしたときは、当該請求を受けた県営住宅の入居者から、当該入居者に係る第 12 条第 5 項の入居指定日から当該請求をした日までの間は、近傍同種の住宅の家賃とそれまでに納付された家賃の額との差額に年 5 分の割合による納付期後の

利息を付した額の金銭を、当該請求をした日の翌日から当該県営住宅を明け渡す日までの間は、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

[第1項第1号] [同項] [第12条第5項]

- 4 知事は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の規定に基づく請求をしたときは、当該請求を受けた県営住宅の入居者から、当該請求をした日の翌日から当該県営住宅を明け渡す日までの間、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

[第1項第2号] [第3号] [第4号] [第5号] [第6号] [同項]

一部改正〔平成19年条例89号〕

- 5 知事は、第1項第7号の規定に該当することにより同項の規定に基づく請求をするときは、当該請求をする日の6月前までに当該入居者にその旨を通知するものとする。

[第1項第7号] [同項]

一部改正〔平成19年条例89号〕

一部改正〔平成19年条例89号〕

### 第3章 社会福祉法人等による県営住宅の使用

(使用の許可)

第43条 知事は、県営住宅を公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年厚生省令建設省令第1号)第1条各号に掲げる事業(第45条第2項において「社会福祉事業等」という。)を運営する法第45条第1項に規定する社会福祉法人等(以下「社会福祉法人等」という。)に住宅として使用させることが必要であると認めるときは、県営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該社会福祉法人等に対し、当該県営住宅の使用を許可することができる。

[公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第1条第1号] [第1条第2号] [第1条第3号] [第1条第4号] [第45条第2項] [法第45条第1項]

- 2 知事は、前項の規定に基づく許可(以下この章において「使用の許可」という。)に条件を付することができる。

[前項]

一部改正〔平成12年条例53号〕

(使用の許可の申請等)

第44条 社会福祉法人等は、使用の許可を受けようとするときは、県営住宅の使用の目的、使用の期間その他の当該県営住宅の使用に係る事項を記載した書面により知事に申請しなければならない。

- 2 知事は、社会福祉法人等から前項の規定による申請があった場合において、当該社会福祉法人等に対し、使用の許可をするときはその旨とともに県営住宅の使用開始指定日を、使用の許可をしないときはその旨とともにその理由を通知するものとする。

[前項]

- 3 社会福祉法人等は、使用の許可を受けたときは、知事が定める日までに当該県営住宅の使用を開始しなければならない。

(使用料の納付等)

第 45 条 使用の許可を受けた社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で知事が定める額の使用料を納付しなければならない。

- 2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において県営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃に相当する額の合計は、前項の使用料の額を超えてはならない。

[前項]

(準用)

第 46 条 使用の許可を受けた社会福祉法人等による県営住宅の使用に当たっては、第 16 条、第 19 条から第 26 条まで、第 37 条第 1 項から第 3 項まで及び第 41 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「県営住宅の入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、「当該入居者」とあるのは「当該社会福祉法人等」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、第 16 条中「第 12 条第 5 項の入居指定日」とあるのは「第 44 条第 2 項の使用開始指定日」と、「第 32 条第 1 項又は第 37 条第 1 項」とあるのは「第 37 条第 1 項」と、「第 32 条第 1 項若しくは第 37 条第 1 項」とあるのは「同項」と、「第 42 条第 1 項の規定に基づく請求をした」とあるのは「第 49 条の規定に基づき使用の許可を取り消した」と、「当該請求をした」とあるのは「当該取り消した」と、「入居した」とあるのは「使用を開始した」と、「当該入居し」とあるのは「当該使用を開始し」と、第 24 条中「入居の」とあるのは「使用の」と読み替えるものとする。

[第 16 条] [第 19 条] [第 20 条] [第 21 条] [第 22 条] [第 23 条] [第 24 条]  
[第 25 条] [第 26 条] [第 37 条第 1 項] [第 2 項] [第 3 項] [第 41 条] [第 16 条] [第 24 条]

(報告の徴収)

第 47 条 知事は、県営住宅を適正かつ合理的に管理するために必要があると認めるときは、当該県営住宅を使用している社会福祉法人等に対し、当該県営住宅の使用の状況について報告を求めることができる。

(申請内容の変更の届出)

第 48 条 使用の許可を受けた社会福祉法人等は、第 44 条第 1 項の規定による申請の内容に変更が生じたときは、速やかに当該変更の内容を知事に届け出なければならない。

[第 44 条第 1 項]

(使用の許可の取消し)

第 49 条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 社会福祉法人等が使用の許可の条件に違反したとき。
- (2) 県営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

第 4 章 中堅所得者等による県営住宅の使用

(中堅所得者等による使用)

第 50 条 知事は、その区域内の特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成 5 年法律第 52 号)第 6 条に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第 3 条第 4 号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により県営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認めるときは、県営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該県営住宅をこれらの者に使用させることができる。

[特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 6 条] [同法第 3 条第 4 号]

[同号]

(家賃)

第 51 条 前条の規定に基づき県営住宅を使用する者に係る当該県営住宅の毎月の家賃の額は、その者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で知事が定める額とする。

[前条]

2 前項の収入については、第 14 条の規定を準用する。

[前項] [第 14 条]

(準用等)

第 52 条 第 50 条の規定に基づく県営住宅の使用に係る当該県営住宅の入居者の募集の方法、資格及び選定の方法については、高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(平成 9 年高知県条例第 4 号)の規定の例による。

[第 50 条] [高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例]

2 第 50 条の規定に基づく県営住宅の使用については、前条第 2 項に定めるもののほか、第 8 条第 1 項及び第 2 項、第 11 条、第 12 条、第 16 条から第 28 条まで(第 17 条第 2 項及び第 19 条第 3 項を除く。)、第 36 条、第 41 条、第 42 条(第 1 項第 7 号及び第 5 項を除く。)及び第 65 条の規定を準用する。この場合において、第 11 条第 1 項中「第 9 条」とあるのは「第 52 条第 1 項の規定により例に

よることとされる高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年高知県条例第4号)第7条及び第8条」と、「選考する」とあるのは「選定する」と、第16条第1項中「日(第32条第1項又は第37条第1項の規定に基づく請求をした場合にあつては第32条第1項若しくは第37条第1項の期限として指定した日の前日又は当該県営住宅を明け渡した日のいずれか早い日、」とあるのは「日(」と、第36条中「第13条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)、第31条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第15条(第33条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく家賃若しくは金銭の減額若しくは免除若しくは徴収の猶予、第17条第2項の規定に基づく敷金の減額若しくは免除若しくは徴収の猶予、第29条の規定による収入超過者若しくは高額所得者としての認定若しくは更正、第32条第1項の規定による明渡しの請求、第34条の規定による住宅のあつせん等又は第38条の規定による県営住宅への入居の措置」とあるのは「第51条第1項の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

[第50条] [前条第2項] [第8条第1項] [第2項] [第11条] [第12条] [第16条] [第17条] [第18条] [第19条] [第20条] [第21条] [第22条] [第23条] [第24条] [第25条] [第26条] [第27条] [第28条] [第17条第2項] [第19条第3項] [第36条] [第41条] [第42条] [第1項第7号] [第5項] [第65条] [第11条第1項] [第16条第1項] [第36条]

一部改正〔平成19年条例89号〕

一部改正〔平成12年条例53号・13年60号・19年89号〕

## 第5章 共同施設駐車場の管理

追加〔平成12年条例53号〕

(使用の許可)

第53条 共同施設として整備された駐車場(以下「共同施設駐車場」という。)を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

追加〔平成12年条例53号〕

(使用者の資格)

第54条 共同施設駐車場を使用する者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 県営住宅の入居者又はその同居者であること。
- (2) 県営住宅の入居者又はその同居者が自ら使用するため共同施設駐車場を必要としていること。
- (3) 共同施設駐車場の使用料を支払うことができること。
- (4) 第42条第1項第1号から第6号までのいずれにも該当しないこと。

[第 42 条第 1 項第 1 号] [第 2 号] [第 3 号] [第 4 号] [第 5 号] [第 6 号]

一部改正〔平成 19 年条例 89 号〕

追加〔平成 12 年条例 53 号・19 年 89 号〕

(使用の許可の申請等)

第 55 条 前条に定める共同施設駐車場を使用する資格のある者で共同施設駐車場を使用しようとするものは、知事に使用の許可の申請をしなければならない。

[前条]

2 知事は、前項の規定により使用の許可の申請をした者のうちから共同施設駐車場の使用者を決定し、その旨を当該使用者として決定した者に対し通知するものとする。

[前項]

追加〔平成 12 年条例 53 号〕

(使用者の決定方法)

第 56 条 知事は、前条第 1 項の規定により使用の許可の申請をした者の数が、使用させるべき共同施設駐車場の駐車台数を超えるときは、規則で定めるところにより、公正な方法で選考して、当該共同施設駐車場の使用者を決定しなければならない。ただし、入居者又は同居者が障害者である場合その他特別の事由がある場合で、知事が必要があると認めたときは、知事は、優先的に特定の者に当該共同施設駐車場を使用させることができる。

[前条第 1 項]

追加〔平成 12 年条例 53 号〕、一部改正〔平成 24 年条例 27 号〕

(使用の手続)

第 57 条 共同施設駐車場の使用の許可を受けた者は、第 55 条第 2 項に規定する通知を受けた日から 10 日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

[第 55 条第 2 項]

- (1) 規則で定める書類を提出すること。
- (2) 第 61 条第 1 項の規定により保証金を県に納付すること。

[第 61 条第 1 項]

2 共同施設駐車場の使用の許可を受けた者がやむを得ない事由により前項の手続を同項に規定する期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、知事が指示する期間内に同項の手続をしなければならない。

[前項] [同項]

3 知事は、共同施設駐車場の使用の許可を受けた者が前 2 項に定める期間内に第 1 項の手続をしないときは、当該許可を取り消すことができる。

[第 1 項] [前項] [第 1 項]

- 4 知事は、共同施設駐車場の使用の許可を受けた者が第1項の手続をしたときは、当該許可を受けた者に対し、速やかに共同施設駐車場の使用開始日を通知するものとする。

[第1項]

- 5 共同施設駐車場の使用の許可を受けた者は、前項の規定により通知された使用開始日から10日以内に当該共同施設駐車場の使用を開始しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

[前項]

追加〔平成12年条例53号〕

(使用料の納付)

- 第58条 共同施設駐車場の使用の許可を受けた者は、近傍同種の駐車場の使用料以下で知事が定める額の使用料を毎月県に納付しなければならない。

追加〔平成12年条例53号〕

(使用料の減免又は徴収猶予)

- 第59条 知事は、特別の事情がある場合において、必要があると認めるときは、共同施設駐車場の使用料の減額若しくは免除又は徴収の猶予をすることができる。

追加〔平成12年条例53号〕

(使用料の額の改定)

- 第60条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、共同施設駐車場の使用料の額を改定することができる。

- (1) 物価の変動に伴い、共同施設駐車場の使用料の額を改定する必要があると認められたとき。
- (2) 駐車場相互の間における使用料の均衡上必要があると認められたとき。
- (3) 当該共同施設駐車場について改良をしたとき。

追加〔平成12年条例53号〕

(保証金)

- 第61条 知事は、共同施設駐車場の使用者から使用開始時における使用料の3月に相当する額の保証金を徴収するものとする。

- 2 知事は、特別の事情がある場合において、必要があると認めるときは、保証金の減額若しくは免除又は徴収の猶予をすることができる。
- 3 第1項に規定する保証金については、第17条第3項及び第4項並びに第18条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「敷金」とあるのは「保証金」と、第17条第3項中「県営住宅」とあるのは「共同施設駐車場」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「家賃」とあるのは「共同施設駐車場の使用料」と読み替えるものとする。

[\[第1項\]](#) [\[第17条第3項\]](#) [\[第4項\]](#) [\[第18条\]](#) [\[第17条第3項\]](#)

追加〔平成12年条例53号〕

(使用の許可の取消し等)

第62条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、共同施設駐車場の使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 共同施設駐車場の使用者が不正の行為によって当該使用の許可を受けたとき。
- (2) 共同施設駐車場の使用者が当該共同施設駐車場の使用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 共同施設駐車場の使用者が当該共同施設駐車場又はその附帯する設備を故意に毀損したとき。

一部改正〔平成24年条例27号〕

- (4) 共同施設駐車場の使用者が正当な事由によらないで15日以上当該共同施設駐車場を使用しないとき。
- (5) 共同施設駐車場の使用者が第54条各号に掲げる条件を具備する者でなくなったとき。

[\[第54条第1号\]](#) [\[第54条第2号\]](#) [\[第54条第3号\]](#) [\[第54条第4号\]](#)

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、知事が共同施設駐車場の管理上必要があると認めるとき。

[\[第1号\]](#) [\[第2号\]](#) [\[第3号\]](#) [\[第4号\]](#) [\[前号\]](#)

一部改正〔平成24年条例27号〕

一部改正〔平成24年条例27号〕

- 2 前項の規定に基づき使用の許可を取り消された共同施設駐車場の使用者は、速やかに当該共同施設駐車場を明け渡さなければならない。

[\[前項\]](#)

- 3 知事は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の規定に基づき使用の許可を取り消したときは、当該取り消された共同施設駐車場の使用者から、当該使用者に係る第57条第4項の使用開始日から当該取り消した日までの間は、近傍同種の駐車場の使用料とそれまでに納付された共同施設駐車場の使用料の額との差額に年5分の割合による納付期後の利息を付した額の金銭を、当該取り消した日の翌日から当該共同施設駐車場を明け渡す日までの間は、毎月、近傍同種の駐車場の使用料の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

[\[第1項第1号\]](#) [\[同項\]](#) [\[第57条第4項\]](#)

- 4 知事は、第1項第2号から第5号までの規定に該当することにより同項の規定に基づき使用の許可を取り消したときは、当該取り消された共同施設駐車場の使用者から、当該取り消した日の翌日から当該共同施設駐車場を明け渡す日ま

での間、毎月、近傍同種の駐車場の使用料の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

[\[第1項第2号\]](#) [\[第3号\]](#) [\[第4号\]](#) [\[第5号\]](#) [\[同項\]](#)

追加〔平成12年条例53号〕、一部改正〔平成24年条例27号〕

(準用)

第63条 共同施設駐車場の使用については、第16条、第23条、第24条、第25条本文、第26条第1項本文及び第41条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「県営住宅の入居者」とあるのは「共同施設駐車場の使用者」と、「当該県営住宅」とあるのは「当該共同施設駐車場」と、第16条中「第12条第5項の入居指定日」とあるのは「第57条第4項の使用開始日」と、「当該入居者」とあるのは「当該使用者」と、「第32条第1項又は第37条第1項の規定に基づく請求をした場合にあつては第32条第1項若しくは第37条第1項の期限として指定した日の前日又は当該県営住宅を明け渡した日のいずれか早い日、第42条第1項の規定に基づく請求をした場合にあつては当該請求をした日」とあるのは「第62条第1項の規定に基づき使用の許可を取り消した場合にあつては当該取り消した日」と、「家賃」とあるのは「共同施設駐車場の使用料」と、「入居した」とあるのは「使用を開始した」と、「当該入居し」とあるのは「当該使用を開始し」と、第24条中の「入居の」とあるのは「使用の」と、第25条本文中「住宅以外」とあるのは「駐車場以外」と読み替えるものとする。

[\[第16条\]](#) [\[第23条\]](#) [\[第24条\]](#) [\[第25条\]](#) [\[第26条第1項\]](#) [\[第41条第1項\]](#) [\[第16条\]](#) [\[第24条\]](#)

追加〔平成12年条例53号〕

## 第6章 指定管理者による管理

追加〔平成17年条例43号〕

(指定管理者による管理)

第64条 県営住宅及び共同施設の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

[\[地方自治法第244条の2第3項\]](#)

- (1) 入居者の募集及び入居に関する業務
- (2) 入居者の指導及び連絡に関する業務
- (3) 家賃及び使用料(第20条第3項の費用を含む。)の収納に関する業務

[\[第20条第3項\]](#)

一部改正〔平成26年条例80号〕

#### (4) 維持管理及び改良に関する業務

一部改正〔平成 26 年条例 80 号〕

追加〔平成 17 年条例 43 号〕、一部改正〔平成 26 年条例 80 号〕

(指定管理者の指定の申請)

第 65 条 前条に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書面を添えて、当該指定について知事に申請しなければならない。

[前条]

(1) 前条各号に掲げる業務(以下「業務」という。)に係る事業計画書

[前条第 1 号] [前条第 2 号] [前条第 3 号] [前条第 4 号]

一部改正〔平成 26 年条例 80 号〕

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして規則で定める書類

[前号]

追加〔平成 17 年条例 43 号〕、一部改正〔平成 26 年条例 80 号〕

(指定管理者の指定等)

第 66 条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

[前条]

(1) 前条第 1 号の事業計画書(以下この項において「事業計画書」という。)による県営住宅及び共同施設の管理が入居者の平等利用を確保することができるものであること。

[前条第 1 号]

一部改正〔平成 26 年条例 80 号〕

(2) 事業計画書の内容が県営住宅及び共同施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保することができるものであること。

一部改正〔平成 26 年条例 80 号〕

一部改正〔平成 26 年条例 80 号〕

2 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

追加〔平成 17 年条例 43 号〕、一部改正〔平成 26 年条例 80 号〕

(事業報告書の作成及び提出)

第 67 条 指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中に

において、第 69 条第 1 項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 30 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

[\[第 69 条第 1 項\]](#)

- (1) 業務の実施状況
- (2) 業務に係る経費の収支状況
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、指定管理者による県営住宅及び共同施設の管理の実態を把握するために知事が必要があると認めるもの

[\[第 1 号\]](#) [\[前号\]](#)

一部改正〔平成 26 年条例 80 号〕

追加〔平成 17 年条例 43 号〕、一部改正〔平成 26 年条例 80 号〕

(業務報告の聴取等)

第 68 条 知事は、県営住宅及び共同施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

追加〔平成 17 年条例 43 号〕

(指定の取消し等)

第 69 条 知事は、指定管理者が前条の規定に基づく指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

[\[前条\]](#)

一部改正〔平成 26 年条例 80 号〕

2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、県は、賠償責任を負わない。

[\[前項\]](#)

一部改正〔平成 26 年条例 80 号〕

追加〔平成 17 年条例 43 号〕、一部改正〔平成 26 年条例 80 号〕

(指定等の告示)

第 70 条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

- (1) 第 66 条第 1 項の規定による指定をしたとき。

[\[第 66 条第 1 項\]](#)

- (2) 第 66 条第 2 項の規定による名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出があったとき。

[\[第 66 条第 2 項\]](#)

(3) 前条第1項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

[前条第1項]

追加〔平成17年条例43号〕

(原状回復義務)

第71条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第69条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった県営住宅及び共同施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

[第69条第1項]

追加〔平成17年条例43号〕

(損害賠償義務)

第72条 指定管理者は、故意又は過失により県営住宅又は共同施設を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

追加〔平成17年条例43号〕

(秘密保持義務)

第73条 指定管理者又は業務に従事している者は、高知県個人情報保護条例(平成13年高知県条例第2号)の規定を遵守し、個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職務を退いた後においても、同様とする。

[高知県個人情報保護条例]

追加〔平成17年条例43号〕、一部改正〔平成26年条例80号〕

第7章 管理の特例

追加〔平成17年条例110号〕

(管理の特例)

第74条 法第47条第1項の規定に基づき県営住宅(第2条第3号に規定する従前居住者用住宅を除く。)及び共同施設(同条第4号に規定する従前居住者用住宅に係る共同施設と同等であると認められる施設を除く。)の管理を市町村又は高知県住宅供給公社に行わせる場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句

<p>第2条第7号、第4条第1項、第5条第7号及び第8号、第8条、第9条、第11条、第12条、第23条、第25条、第26条第1項及び第2項、第27条、第28条、第32条第1項及び第4項、第34条、第36条第2項及び第3項、第41条第1項、第42条第1項及び第5項、第53条、第55条、第56条、第57条第2項から第5項まで、第62条第1項並びに第75条第2項</p>	<p>知事</p>	<p>市町村の長又は高知県住宅供給公社の理事長</p>
<p>第5条</p>	<p>知事は、次に</p>	<p>市町村の長又は高知県住宅供給公社の理事長は、第1号から第3号まで及び第5号から第8号までに</p>
<p>第35条第1項、第76条第1項、第77条及び第78条</p>	<p>知事</p>	<p>知事又は市町村の長若しくは高知県住宅供給公社の理事長</p>
<p>第36条第1項</p>	<p>知事は、第13条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)、第31条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第15条(第33条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく家賃若しくは金銭の減額若しくは免除若しくは徴収の猶予、第17条</p>	<p>市町村の長又は高知県住宅供給公社の理事長は、第32条第1項の規定による明渡し の請求又は第34条の規定による住宅のあつせん等</p>

	第2項の規定に基づく敷金の減額若しくは免除若しくは徴収の猶予、第29条の規定による収入超過者若しくは高額所得者としての認定若しくは更正、第32条第1項の規定による明渡しの請求、第34条の規定による住宅のあっせん等又は第38条の規定による県営住宅への入居の措置	
第42条第3項及び第4項並びに第62条第3項及び第4項	同項	市町村の長又は高知県住宅供給公社の理事長が同項

一部改正〔平成19年条例89号・24年27号〕

〔[法第47条第1項](#)〕〔[第2条第3号](#)〕〔[同条第4号](#)〕

追加〔平成17年条例110号〕、一部改正〔平成19年条例89号・24年27号・26年80号〕

## 第8章 雑則

一部改正〔平成12年条例53号〕

(県営住宅監理員及び県営住宅管理人)

第75条 県営住宅監理員は、県営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、県営住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう県営住宅の入居者に必要な指導を与えるものとする。

- 2 知事は、県営住宅監理員の職務を補助させるため、県営住宅管理人を置くことができる。
- 3 前項の県営住宅管理人は、県営住宅監理員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告その他県営住宅の入居者との連絡に関する事務に従事するものとする。

〔[前項](#)〕

一部改正〔平成12年条例53号〕

(立入検査等)

第76条 知事は、県営住宅の管理上必要があると認めるときは、県営住宅監理員又は知事の指定した者に県営住宅の検査をさせ、又は県営住宅の入居者に対し、適当な指示をさせることができる。

- 2 前項の検査において、現に使用している県営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該県営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

〔[前項](#)〕

3 第1項の規定に基づき検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

[第1項]

一部改正〔平成12年条例53号〕

(入居の決定等に係る意見聴取)

第77条 知事は、入居の決定、第27条若しくは第28条(これらの規定を第52条第2項において準用する場合を含む。)の規定による承認又は第53条の規定による使用の許可をしようとするときは、第6条第3号、第27条ただし書(第52条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。)、第28条ただし書(第52条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。)又は第42条第1項第6号(第52条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定に該当する事由の有無に関し警察本部長の意見を聴くことができる。

[第27条] [第28条] [第52条第2項] [第53条] [第6条第3号] [第27条]  
[第52条第2項] [次条] [第28条] [第52条第2項] [次条] [第42条第1項第6号] [第52条第2項] [次条]

追加〔平成19年条例89号〕、一部改正〔平成24年条例27号〕

(知事への意見)

第78条 警察本部長は、県営住宅に入居しようとする者(現に同居し、又は同居しようとする者を含む。)又は現に県営住宅に入居している者(同居している者を含む。)について、第6条第3号、第27条ただし書、第28条ただし書又は第42条第1項第6号の規定に該当する事由の有無に関し知事に意見を述べることができる。

[第6条第3号] [第27条] [第28条] [第42条第1項第6号]

追加〔平成19年条例89号〕、一部改正〔平成24年条例27号〕

(敷地の目的外使用)

第79条 知事は、県営住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部について、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可することができる。

一部改正〔平成12年条例53号・19年89号〕

(委任)

第80条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成12年条例53号・19年89号・24年27号〕

(過料)

第81条 詐欺その他不正の行為により、家賃又は共同施設駐車場の使用料の全部又は一部の徴収を免れた県営住宅の入居者については、その徴収を免れた金額

の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

一部改正〔平成12年条例53号・19年89号〕

附 則

この条例は、平成9年7月1日から施行する。

一部改正〔平成20年条例55号・24年27号〕

附 則(平成12年3月28日条例第53号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- (高知県収入証紙条例の一部改正)
- 3 高知県収入証紙条例(昭和39年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成12年10月17日条例第85号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年12月25日条例第60号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月29日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に委員等に委嘱又は任命されている県議会の議員は、当該委員等の任期が満了するまでの間、引き続き当該委員等として在任することができる。この場合において、当該委員等である者の数が当該委員等の定数を超えるときは、当該数をもって当該委員等の定数とする。

附 則(平成17年3月29日条例第43号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- (準備行為)
- 2 この条例による改正後の高知県営住宅の設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第64条に規定する指定管理者の指定及び当該指定に関

し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の条例第 65 条及び第 66 条第 1 項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第 66 条の規定に基づき委託している高知県営住宅及び共同施設の管理については、平成 18 年 9 月 1 日(同日前に改正後の条例第 66 条第 1 項の規定による指定をした場合は、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 12 月 27 日条例第 110 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 24 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 28 日条例第 89 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第 1 条の規定による改正後の高知県営住宅の設置及び管理に関する条例(以下「新県営住宅条例」という。)第 42 条第 1 項第 6 号(新県営住宅条例第 52 条第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新県営住宅条例第 8 条第 2 項(新県営住宅条例第 52 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による決定を受けた者(新県営住宅条例第 28 条(新県営住宅条例第 52 条第 2 項において準用する場合を含む。))の規定に基づき、当該決定を受けた者の死亡後又は退去後に、知事の承認を得て、引き続き当該県営住宅に居住する者を含む。)について適用する。
- 3 施行日前に第 1 条の規定による改正前の高知県営住宅の設置及び管理に関する条例(以下「旧県営住宅条例」という。)第 8 条第 2 項(旧県営住宅条例第 52 条第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による決定を受けた者(旧県営住宅条例第 28 条(旧県営住宅条例第 52 条第 2 項において準用する場合を含む。))の規定に基づき、当該決定を受けた者の死亡後又は退去後に、知事の承認を得て、引き続き当該県営住宅に居住する者を含む。以下同じ。)が新県営住宅条例第 42 条第 1 項第 6 号の規定に該当したとき(次項本文に規定する場合を除く。)は、知事は、当該決定を受けた者に対し、当該県営住宅の明渡しを勧告するものとする。ただし、新県営住宅条例第 42 条第 1 項(新県営住宅条例第 52 条第 2 項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定に基づき当該県営住宅の明渡しを請求するときを除く。

- 4 施行日前に旧県営住宅条例第8条第2項の規定による決定を受けた者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)と同居し、新県営住宅条例第42条第1項第6号の規定に該当したときは、知事は、当該決定を受けた者に対し、当該暴力団員を退去させる措置をとることを勧告するものとする。ただし、同項の規定に基づき当該県営住宅の明渡しを請求するときを除く。
- 5 知事は、前2項の規定による勧告に従わないときは、当該決定を受けた者に対し、当該県営住宅の明渡しを請求することができる。
- 6 前3項の規定にかかわらず、施行日前に旧県営住宅条例第8条第2項の規定による決定を受けた者が新県営住宅条例第42条第1項第6号の規定に該当し、他の県営住宅の入居者その他の者の安全が著しく害されるおそれがあり、当該被害を防止するため緊急の必要があると認められるときは、知事は、当該決定を受けた者に対し、当該県営住宅の明渡しを請求することができる。
- 7 前2項の規定に基づく県営住宅の明渡しの請求については、新県営住宅条例第42条第2項及び第4項の規定を準用する。  
(高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 8 第2条の規定による改正後の高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(以下「新特公賃住宅条例」という。)第49条第1項第6号の規定は、施行日以後に新特公賃住宅条例第6条第2項の規定による決定を受けた者(新特公賃住宅条例第26条の規定に基づき、当該決定を受けた者の死亡後又は退去後に、知事の承認を得て、引き続き当該特定公共賃貸住宅に居住する者を含む。)について適用する。
- 9 施行日前に第2条の規定による改正前の高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(以下「旧特公賃住宅条例」という。)第6条第2項の規定による決定を受けた者(旧特公賃住宅条例第26条の規定に基づき、当該決定を受けた者の死亡後又は退去後に、知事の承認を得て、引き続き当該特定公共賃貸住宅に居住する者を含む。以下同じ。)が新特公賃住宅条例第49条第1項第6号の規定に該当したとき(次項本文に規定する場合を除く。)は、知事は、当該決定を受けた者に対し、当該特定公共賃貸住宅の明渡しを勧告するものとする。ただし、新特公賃住宅条例第49条第1項の規定に基づき当該特定公共賃貸住宅の明渡しを請求するときを除く。
- 10 施行日前に旧特公賃住宅条例第6条第2項の規定による決定を受けた者が暴力団員と同居し、新特公賃住宅条例第49条第1項第6号の規定に該当したときは、知事は、当該決定を受けた者に対し、当該暴力団員を退去させる措置をと

ることを勧告するものとする。ただし、同項の規定に基づき当該特定公共賃貸住宅の明渡しを請求するときを除く。

- 11 知事は、前2項の規定による勧告に従わないときは、当該決定を受けた者に対し、当該特定公共賃貸住宅の明渡しを請求することができる。
- 12 前3項の規定にかかわらず、施行日前に旧特公賃住宅条例第6条第2項の規定による決定を受けた者が新特公賃住宅条例第49条第1項第6号の規定に該当し、他の者の安全が著しく害されるおそれがあり、当該被害を防止するため緊急の必要があると認められるときは、知事は、当該決定を受けた者に対し、当該特定公共賃貸住宅の明渡しを請求することができる。
- 13 前2項の規定に基づく特定公共賃貸住宅の明渡しの請求については、新特公賃住宅条例第49条第2項及び第3項の規定を準用する。

附 則(平成20年12月24日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月23日条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第10条第1項の高知県営住宅入居者選考委員会(以下この項において「従前の高知県営住宅入居者選考委員会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日においてこの条例による改正後の高知県営住宅の設置及び管理に関する条例(以下この項において「新条例」という。)第10条第3項の規定により高知県営住宅入居者選考基準等審査委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる高知県営住宅入居者選考基準等審査委員会の委員の任期は、新条例第10条第4項の規定にかかわらず、同日における従前の高知県営住宅入居者選考委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成25年12月27日条例第82号)

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

附 則(平成26年10月21日条例第80号)

この条例は、公布の日から施行する。